六　プルトニウムを取り扱う加工施設にあつては、大規模損壊発生時における当該加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。

ロ　大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

八　前各号（プルトニウムを取り扱う加工施設以外の加工施設にあつては、第六号を除く。）の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

第七条の八の二第一項を削り、同条第二項中「加工事業者は」を「法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設の保全に関し」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第七条の九第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ(1)中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十八号イ中「施設等」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第四項第二号中「さく」を「柵」に改める。

第八条第一項第二十一号を同項第二十三号とし、同項第十七号から同項第二十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十六号の次に次の二号を加える。

十七　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

十八　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

第八条第二項第八号中「廃止措置対象施設」を「廃止措置対象施設内」に改め、同項第十五号中「廃止措置対象施設」を「廃止措置対象施設内」に改め、同項第二十三号を同項第二十五号とし、同項第十九号から同項第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十八号の次に次の二号を加える。

十九　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

二十　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

第八条第四項中「及び副本二通」を削る。

第八条の四第二項中「及び副本各一通」を「一通」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十二条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が三年以上であることとする。

第八条の五から第八条の十七までを削る。

第九条第二項中「副本二通」を「写し一通（加工施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九条の二の二第二項中「及び副本各一通」を「一通及び写し一通（加工施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。

第九条の三の次に次の五条を加える。

（安全性の向上のための評価の実施時期）

第九条の三の二　法第二十二条の七の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、加工施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価の結果等の届出）

第九条の三の三　法第二十二条の七の二第三項の規定による届出をしようとする者は、法第二十二条の七の二第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をした後、遅滞なく、当該評価の結果、当該評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2　前項の提出部数は、正本一通とする。

（届出事項）

第九条の三の四　法第二十二条の七の二第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該安全性向上評価に係る加工施設の名称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九条の三の五　法第二十二条の七の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ　当該加工施設について、法第十六条の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

ロ　当該加工施設について、法第二十二条の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ　当該加工施設において、加工施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るためイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果

二　前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三　前二号により確認した内容を考慮して、当該加工施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

（評価の結果等の公表）

第九条の三の六　法第二十二条の七の二第五項の規定による公表は、法第二十二条の七の二第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第九条の十六第三号中「遮へい機能若しくは」を「遮蔽機能、」に改め、「防止の機能」の下に「若しくは重大事故等に対処するための機能」を加え、同条第八号中「かぎ」を「鍵」に改める。

第十条第一項中「様式第三」を「様式第一」に改め、同条第二項中「及び副本各一通」を「一通」に改める。

第十五条中「様式第三の二」を「様式第二」に、「様式第三の三」を「様式第三」に、「第六十八条第六項」を「第六十八条第七項」に改める。

第十七条第一号中「第八条の四第二項」を「第八条の四第三項」に改め、同条第二号中「第九条の二第二項」を「第九条の二の二第二項」に改める。

別記様式第一から様式第二の三までを削る。

別記様式第三を様式第一とする。

別記様式第三の二裏面中「第37条第6項」の下に「、第43条3の24第6項」を加え、同様式を様式第二とする。